

自主防災組織 結成の手引き

【資料編】

佐倉市 危機管理室
TEL 043-484-6131
平成30年12月

【資料編】では、各種手続き（結成・申請）の提出書類について、様式や作成例を掲載しています。また、資機材貸与については、対象となる資機材の個別条件も掲載しています。

目 次

1. 「結成」関係

□結成届（様式第1号）	・ ・ ・ ・ ・ 1
□規約（例）	・ ・ ・ ・ 2～3
□組織図（例）	・ ・ ・ ・ ・ 4
□役員名簿（例）	・ ・ ・ ・ ・ 5
□組織計画書（例）	・ ・ ・ ・ ・ 6
□年間事業計画書（例）	・ ・ ・ ・ ・ 7

2. 「活動助成金」関係

□交付申請書（様式第1号）	・ ・ ・ ・ ・ 8
□収支予算書（例）	・ ・ ・ ・ ・ 9

3. 「資機材貸与」関係

□貸与対象資機材	・ ・ ・ ・ ・ 10
□資機材貸与申請書（様式第3号）	・ ・ ・ ・ ・ 11

※（様式第〇号）と書かれたものは、市指定の書式です。書式が必要な場合は危機管理室にご連絡ください。その他の提出書類の書式は任意ですので、（例）を参考に作成ください。

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

佐倉市自主防災組織結成届

（宛先）佐倉市長

自治会（町内会）名 _____

会長名 _____,

このことについて、 年 月 日付けをもって自主防災組織を結成したので、佐倉市自主防災組織結成団体に対する防災用資機材貸与要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 自主防災組織名 _____
自主防災組織代表者名 _____
住 所 _____
連 絡 先 _____
事 務 所 所 在 地 _____
電 話 番 号 _____
自主防災組織会員数 男 _____ 名 女 _____ 名 計 _____ 名
自主防災組織加入世帯数 _____ 世帯

2 添付書類

- （1）自主防災組織規約 別紙のとおり
- （2）組織の編成 別紙のとおり
- （3）役員名簿 別紙のとおり
- （4）自主防災組織計画 別紙のとおり
- （5）年間事業実施計画書 別紙のとおり
- （6）その他市長が必要と認めるもの

〇〇自主防災組織 規約（例）

(名称)

第1条 この組織の名称は、「〇〇自主防災組織」（以下本組織）とする。

(事務所)

第2条 本組織の事務所は、自治会長宅に置く。

(会員)

第3条 本組織の会員は、別紙会員名簿のとおりとする。

(目的)

第4条 本組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、自発的な防災活動を行うことによって、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害予防に関すること。
- ③ 災害発生時における情報収集、情報伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、炊き出し等の応急対策に関すること。
- ④ 防災訓練の実施に関すること。
- ⑤ 防災資機材等の備蓄に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第6条 本組織には、次に掲げる機関を置くものとする。

- ・役員
- ・ブロック長
- ・班長

(役員)

第7条 本組織に防災本部役員を置き、〇〇町内会自主防災組織会議において次の役員を選任する。

- ・防災会長 1名(本組織を代表し、組織を統括する。)
- ・防災副会長 1名(防災会長を補佐する。)
- ・防災役員 5名(防災会長及び防災副会長を補佐し、各専門部における事業を担当する。)
- ・会計 1名(本組織の会計事務を行う。)
- ・監事 2名(会計を監査する。)

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(ブロック長)

第9条 別に定めるブロック区分に従い、各ブロックに居住する会員は、ブロック長1名を選出するものとする。

2 ブロック長は、次の役割を担うものとする。

- ・平常時においては、防災本部役員が主催する各種事業について、補佐する。
- ・各ブロックを代表し、選出ブロックに居住する会員からの意見・要望等を防災本

部役員に伝達する。

- ・災害発生時においては、選出ブロックに居住する会員の安否情報や被害情報のとりまとめを行い、防災本部役員に報告を行うものとする。
- ・災害発生時において、選出ブロックに居住する会員に救援を要する者がいる場合、選出ブロックに居住する会員等に当該情報を知らしめるとともに、選出ブロックに居住する会員等に救援協力を要請する。また、選出ブロックに居住する会員等のみでは、対処が困難な場合、他ブロックに居住する会員に協力を要請するとともに、当該情報を防災本部役員に伝達し、救援を要請するものとする。

(ブロック長の任期)

第10条 ブロック長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(班長)

第11条 ブロックの下に班を設置するものとし、各班に居住する会員は、班長1名を選出するものとする。

2 班長は、次の役割を担うものとする。

- ・平常時においては、防災本部役員が主催する各種事業について、補佐する。
- ・各班を代表し、選出班に居住する会員からの意見・要望等について、ブロック長を通じ、防災本部役員に伝達する。
- ・災害発生時においては、選出班に居住する会員の安否情報や被害情報のとりまとめを行い、ブロック長を通じ、防災本部役員に報告を行うものとする。
- ・災害発生時において、選出班に居住する会員に救援を要する者がいる場合、選出班に居住する会員等に当該情報を知らしめるとともに、選出班に居住する会員等に救援協力を要請する。また、選出班に居住する会員等のみでは、対処が困難な場合、同ブロックの他班に居住する会員に協力を要請するとともに、ブロック長を通じ、当該情報を防災本部役員に伝達し、救援を要請するものとする。

(班長の任期)

第12条 班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 本組織は、定期的、臨時に会議を行う。会議の招集は防災会長が行う。

(会議の運営)

第14条 会議は、役員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

3 会議に出席できない場合は、権限を委任することが出来る。

4 会議の議長は、防災本部長がこれにあたる。

(経費)

第15条 本組織の経費は、自治会の負担とする。

(会計年度)

第16条 本組織の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

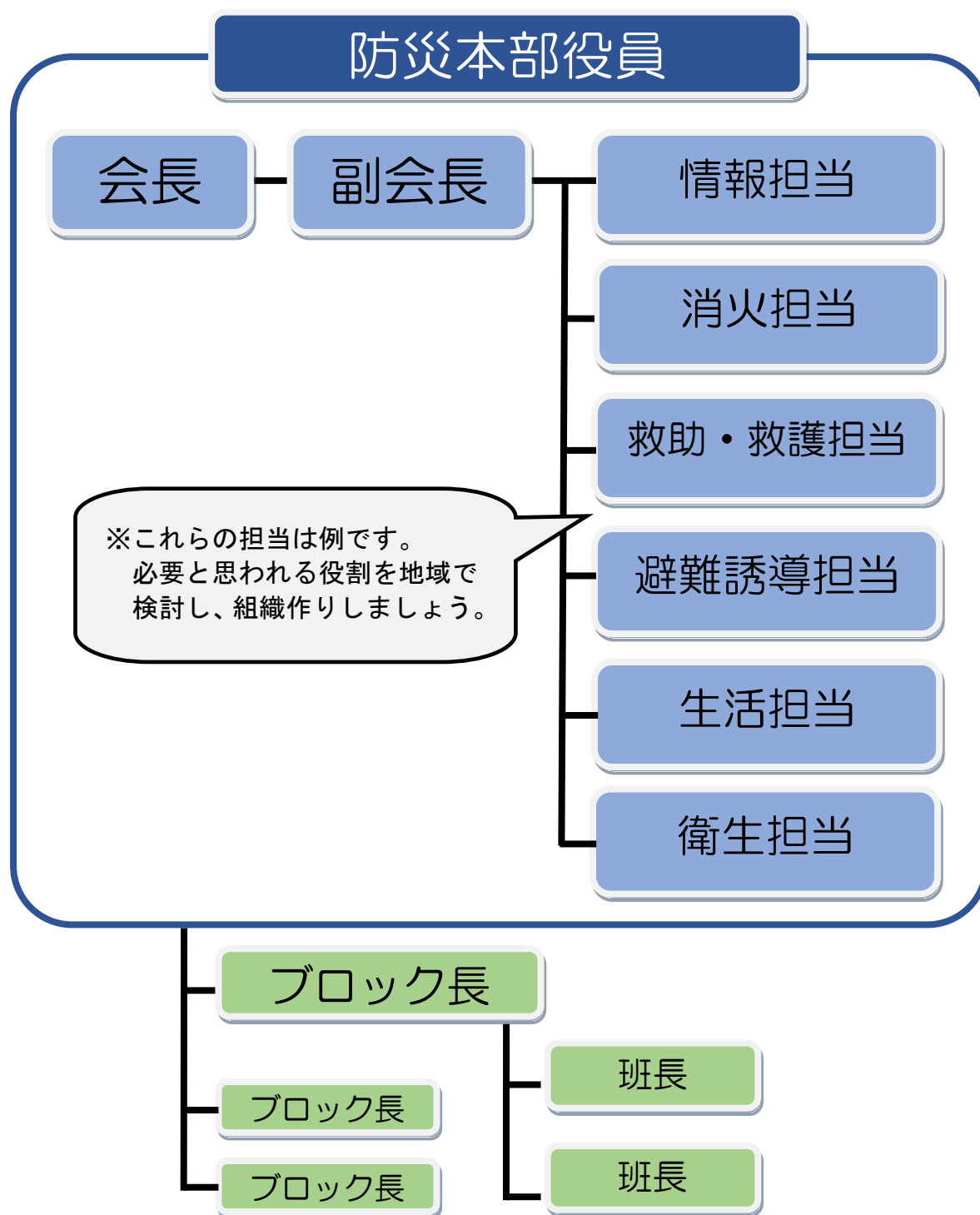
(規約の変更)

第17条 この規約の変更は、会議の議決を得なければならない。

(附則)

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。

組織図（例）



注）役割分担を決めるときは、地域の実情に合った活動の量を検討し、特定の担当役員に過重とならないようにする必要があります。

平常時における担当役員の役割としては、自主防災組織全体としての方針作成や災害時における対応研究が主となります。

また、災害発生時には、担当役員のみで対応を行うのではなく、会員の互助により実施する必要がありますので、平常時からブロック長・班長等の組織化が重要となります。

役員名簿（例）

役 職	氏 名	住 所	連絡先
会長	佐倉 太郎		
副会長	臼井 花子		
情報担当	志津 桜子		
情報担当	根郷 太郎		
消火担当	千代田 太郎		
救助・救護担当	和田 太郎		
避難誘導担当	弥富 太郎		
生活担当	海隣寺 藤子		
衛生担当	田町 菖蒲子		

組織計画書（例）

月	場 所	内 容
4	〇〇集会所	新役員初会合
5	〇〇集会所	資機材点検
6	〇〇集会所	会議
7	〇〇公園	安否確認訓練
8	〇〇集会所	会議
9	〇〇公園	地区防災訓練
10	〇〇公園	会議
11	〇〇集会所	会議
12	〇〇集会所	資機材点検
1	〇〇集会所	会議
2	〇〇公園	炊き出し訓練
3	〇〇集会所	新旧役員会合・引継ぎ

※組織として毎年実施することが見込まれる事業を記載してください。

平成〇〇年度 年間事業計画書（例）

月 日	場 所	内 容
4/7	〇〇集会所	新役員初会合
5 月中旬	〇〇集会所	資機材点検
6/9	〇〇集会所	定期会合 安否確認訓練打合せ
7/15	〇〇公園 〇〇集会所	安否確認訓練 定期会合
8/26	〇〇集会所	定期会合 地区防災訓練打合せ
9/17	〇〇公園 〇〇集会所	地区防災訓練 定期会合
10/27	〇〇集会所	定期会合
11 月中旬	〇〇集会所	定期会合
12 月中旬	〇〇集会所	資機材点検
1 月下旬	〇〇集会所	定期会合 炊き出し訓練打合せ
2 月下旬	〇〇公園 〇〇集会所	炊き出し訓練 定期会合
3 月下旬	〇〇集会所	新旧役員会合・引継ぎ

※当該年度の1年間の事業予定を記載してください。
このため、組織計画書に比べ、より具体的な内容となります。

佐倉市自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住所（所在地）

申請者

氏名（団体名及び代表者名）

印

佐倉市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度		年度
補助を申請 する事業の 概要等	名 称	
	目的・内容	
	効果・目標値	
経 費 所 要 総 額		円
交 付 申 請 額		円
着手及び完了予定年月日		着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
添 付 書 類		1 自主防災組織の規約又は会則 2 役員名簿 3 事業計画書 4 収支予算書 5 その他市長が必要と認めるもの

- 1 規約 → 結成当初に作成した規約
 2 役員名簿 → p. 5 参照
 3 事業計画書 → p. 7 参照
 4 収支予算書 → p. 9 参照

収支予算書

収 入		(単位 円)			
項	目	節	予 算 額	決 算 額	考
1. 会 費	1. 会 費	1. 会 費	70,000		
2. 助成金	1. 助成金	1. 市助成金	20,000		
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金			
4. 諸収入	1. 雑 入	1. 預金利子			
		2. その他			
収 入 合 計			90,000		

支 出		(単位 円)			
項	目	節	予 算 額	決 算 額	考
1. 事業費	1. 事業費	1. 会議費	30,000		打ち合わせ会議2000円×5回
		2. 研修費			
		3. 地区活動費	20,000		防災訓練経費
2. 事務費	1. 需用費	1. 消耗品費	5,000		炊き出し訓練食材購入
	2. 役務費	2. 印刷製本費	5,000		防災訓練お知らせコピー代
	3. 備品費	1. 通信費			
		1. 備品購入費	30,000		防災訓練備品購入
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費			
		2. その他			
支 出 合 計			90,000		

記入例

貸与対象資機材

対象資機材	個別条件
リヤカー	－
発電機	付属のガソリン携行缶も対象とする。ガスボンベは対象外。
炊出用レンジ	灯油式またはガス式の炊出用かまどとする。カセットコンロも対象とする。ガスボンベは対象外。
調理用品	寸胴、鍋またはやかんとする。調理用の台、机、テーブルも対象とする。食器類等は、対象外とする。
給水タンク	ビニール製の給水袋は対象外。
多目的テント	サイズは問わない。
寝袋	寝袋、真空パック処理された災害用備蓄毛布及びアルミ毛布とする。
救助工具セット	救助工具単体も対象とする。
ジャッキ	重いものを垂直上方に持ち上げる機械装置とし、歯車式、ねじ式、油圧式かは問わない。
トランシーバー	トランシーバーまたは簡易無線とする。 アンテナ等、通信のための送信装置又は中継装置も対象とする。
コードリール	－
充電型ラジオ	－
投光機	使用電力量について、発電機により対応可能なものとする。懐中電灯も対象とする。
資機材倉庫	設置費用も含むものとする。
簡易トイレ	繰り返し使用可能な便座部分及びトイレブース、トイレテントとする。紙製のものは対象外。
トランジスタメガホン	－
ロープ	－
エンジンカッター	ガソリン携行缶も対象とする。
エンジンチェーンソー	ガソリン携行缶も対象とする。
担架	ストレッチャー及び搬送器具も対象とする。

※上記の資機材でも、5,000円未満のものは対象外となります。

※申請前に必ず危機管理室にご相談ください。

※上記各品目の中にもメーカーや型式がさまざまあります。防災用品カタログ等で地域に合うものをご検討ください。

年 月 日

佐 倉 市 防 災 用 資 機 材 貸 与 申 請 書

（宛先）佐倉市長

自主防災組織名 _____
代表者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

佐倉市自主防災組織結成団体に対する防災用資機材貸与要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

自主防災組織の概要	組 織 名		
	設立年月日		
	加入世帯数		
貸与希望資機材	希望数量	貸与希望資機材	希望数量